

2 児童相談所設置市の事務の実施方法について

庁内関係所管による世田谷区児童相談所移管準備検討委員会及び同作業部会にて、里親に関する事務、療育手帳に係る判定事務等14の設置市事務の実施方法等について検討を行う。

実施方法については、区単独実施を基本とし、必要に応じて23区共同実施とする。

【設置市事務一覧】※児童福祉法または国の通知等による。

- 1 児童福祉審議会の設置に関する事務
- 2 里親に関する事務
- 3 児童委員に関する事務
- 4 指定療育機関に関する事務
- 5 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務
- 6 障害児入所給付費の支給等に関する事務
- 7 児童自立生活援助事業に関する事務
- 8 児童福祉施設に関する事務
- 9 認可外保育施設に関する事務
- 10 小規模住居型養育事業に関する事務
- 11 障害児通所支援事業に関する事務
- 12 一時預かり事業に関する事務
- 13 特別児童扶養手当に係る判定事務
- 14 療育手帳に係る判定事務

3 児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成について

【職員配置（想定）】

	常勤	非常勤	医師	弁護士	合計
児童相談所	43	14	2	1	60
（児童福祉司）	(19)				(23)
（S V）	(4)				
（児童心理司）	(11)				(12)
（S V）	(1)				
（保健師）	(1)				(1)
一時保護所	15	6	—	—	21
合計	58	20	2	1	81

*児童福祉司、児童心理司、保健師の人数は、児童相談所常勤職員の内数。

*医師、弁護士は嘱託を想定する。

*一時保護所については、夜間児童員として臨時職員を別途8名程度確保する必要がある。

①人材の確保

児童福祉司については、子ども家庭支援センターケースワーカー、保育士等の関連資格保持者の活用、社会福祉士等の資格取得推奨制度構築、有資格者の新たな採用等により、児童心理司については、区における有資格者の新たな採用や23区統一選考での採用等により、計画的に確保していく。また、今回の児童福祉法改正により、医師又は保健師を配置するとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置については、弁護士会等に協力を依頼する。

②人材の育成

児童相談所への区職員の派遣人数を増加する。特に児童福祉法改正により配置することとなる児童福祉司スーパーバイザー（S V）候補者については、平成29年度より派遣を開始し、区の児童相談所開設まで複数年をかけ経験を積む。開設当初は、子どもや家庭への影響を最優先に考え、S V相当のスキルのある専門職を含め、円滑な移管が可能となる規模の児童福祉司、児童心理司の派遣等について、特別区長会を通じ都に要請する。

また、特別区職員研修所や児童相談センター等が実施する研修へ積極的に参加する。